

# 令和6年度 伊賀市職員募集要項

## 【前期日程】

令和7年4月1日採用

### 募集職種

- ・事務職（上級）
- ・事務職〔職務経験者対象〕（上級・初級）
- ・土木技術職（上級）
- ・土木技術職〔職務経験者対象〕（上級・初級）
- ・上下水道事業技術職（上級）
- ・建築士（上級・初級）
- ・保健師

### <受験申込受付期間>

2024（令和6）年5月1日（水）から5月31日（金）午後5時15分まで

# 令和6年度 伊賀市職員募集要項【前期日程】

## 【職種・受験資格・採用予定人数等】

職種	区分	受験資格		採用予定人数
		学歴・免許等	年齢	
事務職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）		平成7年4月2日以降に生まれた人 8人程度
	職務経験者対象	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、令和7年3月末時点で5年以上の職務経験を有する人	昭和60年4月2日以降 平成7年4月1日以前に生まれた人 4人程度
		初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、令和7年3月末時点で5年以上の職務経験を有する人	
土木技術職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）		平成7年4月2日以降に生まれた人 若干名
	職務経験者対象	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、令和7年3月末時点で5年以上の土木技術に関する職務経験を有する人	
		初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、令和7年3月末時点で5年以上の土木技術に関する職務経験を有する人	
上下水道事業技術職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）		平成7年4月2日以降に生まれた人 若干名
建築士	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和7年3月末までに卒業見込みの人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、1級建築士免許または2級建築士免許を有する人もしくは令和7年3月末までに取得見込みの人		昭和60年4月2日以降に生まれた人 若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人を含む）で、1級建築士免許または2級建築士免許を有する人もしくは令和7年3月末までに取得見込みの人		
保健師	-	保健師免許を有する人または令和7年3月末までに取得見込みの人		昭和60年4月2日以降に生まれた人 若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※「職務経験」とは、正規、非正規などの雇用形態にかかわらず、会社員、自営業、公務員等として週 30 時間以上の勤務形態で勤務した期間（本市の正規職員として勤務した期間を除く。）をいい、職務経験が複数ある場合はその期間を通算します。

ただし、育児休業（産前産後休暇は除く。）、病気等の休業・休職の期間は除きます。

職務経験の期間の算定については、月単位で計算を行います。月の途中での就労及び退職等は、その月の半数以上の在職日数があれば 1 月とみなします。

なお、同時期に複数の職務経験の期間がある場合は、いずれか一方しか算入できません。

最終合格者には、職務経験を確認するため、在職証明書等の証明書類の提出を求めます。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職	総合適性検査（SPI3） ※テストセンター方式	5月13日（月）から 6月17日（月）のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
建築士			
保健師			
土木技術職	総合適性検査（SPI3） ※ペーパーテスト方式 専門試験	6月16日（日） 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 専門：13時30分～	伊賀市役所本庁
上下水道事業技術職			

※テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。  
（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
事務職	個別面接	7月20日(土) 21日(日) 27日(土) 28日(日) のいずれか	伊賀市役所本庁	個別面接	8月31日(土) 9月1日(日) のいずれか	伊賀市役所本庁
建築士						
保健師						
土木技術職						
上下水道事業技術職						

◆会場所在地

伊賀市役所本庁 伊賀市四十九町3184番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ電子メールで通知します。  
 合否の結果は、受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【最終合格発表】

9月上旬

【第1次試験の内容】

試験科目		内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)		職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約 110 分
			テストセンター方式 約 65 分
専門 試験	土木技術職	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約 90 分
	上下水道事業技術職	申し込み時に選択した科目（土木・電気・機械のうち一つ）に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	土木 約 90 分 電気 約 90 分 機械 約 120 分

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/10412>)



申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、人事課、各支所にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)

◆受付期間

5月1日（水）～5月31日（金）午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、5月31日（金）午後5時15分必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (TEL:0595-22-9605)

◆注意事項

・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。

郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。

これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」からの電子メールを受信できるように設定してください。）

・受付開始から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。

- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。  
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

**【総合適性検査（SPI3）の受検方法】**

- ・総合適性検査（SPI3）は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンター方式で受験される職種の方には、申込受付完了後、順次「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受検してください。  
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

**【採用予定日】**

令和7年4月1日

**【勤務条件（令和6年4月1日時点）】** ※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

◆勤務時間

原則として、月曜日～金曜日（週38時間45分勤務）

8時30分～17時15分（休憩60分）

※配属先により異なる場合があります。

◆勤務地

原則として伊賀市役所本庁、各支所、上下水道部庁舎ほか伊賀市内各施設のいずれか

◆採用後の給与等（令和6年4月1日時点）

◇初任給の例（職務経歴等により加算措置があります。）

職種	給料月額（地域手当を含む） 職歴加算等がない場合
事務職（大学卒の場合）	202,000円程度
事務職（高校卒の場合）	171,600円程度
保健師（大学卒の場合）	214,200円程度

- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
- ・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇等

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、条例で定められた育児休業（子が3歳に達するまで）、部分休業（未就学児を養育するために認められる時間休業）や特別休暇があります。

◎主な特別休暇

ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 年間5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 年間5日以内（体外受精及び顕微授精の場合は10日以内）
妊産疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき 14日以内
育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
配偶者出産休暇	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 年間5日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）
短期介護休暇	負傷、疾病または年齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 年間5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内

【その他】

- 1 最終合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において健康診断を受けていただきます。
- 2 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 3 地方公務員法第22条の規定により、採用後6ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません）。
- 4 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ(<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)に掲載します。



〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>

